第三十九条の二の二の表大型自動車免許の項及び中型自動車免許の項中「普通自動車免許」を「準中型自動車免許、普通自動車免許」に改め、同項の次に次のように加える。

準中型自動車免許	普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許

第三十九条の二の二の表大型自動車第二種免許の項及び中型自動車第二種免許の項中「中型自動車免許」の下に「、準中型自動車免許」を加える。

第三十九条の三第一項第三号中「第九項」を「第十項」に改め、「中型自動車」の下に「、準中型自動車」を加え、同条第二項中「第三十七条の七第二項第一号」を「第三十七条の七第一号」に改める。

第四十条の三中第二十四号を第二十五号とし、第十六号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「同条第七項ただし書」を「同条第一項から第三項まで又は第七項ただし書」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十五　法第百一条の七第一項の規定による認知機能検査の結果の判定に係る事務

第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「三千四百五十円」を「三千百円」に改め、同表検査手数料の項中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三千百円」を「三千七百円」に、「、三千五百円」を「、三千九百円」に改め、同表再試験手数料の項中

普通自動車免許に係る再試験	六百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能を公安委員会が提供する試験を使用してする場合にあつては、千二百五十円）
準中型自動車免許に係る再試験	六百五十円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能を公安委員会が提供する試験を使用してする場合にあつては、三千百円）
普通自動車免許に係る再試験	六百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能を公安委員会が提供する試験を使用してする場合にあつては、千二百五十円）
準中型自動車免許に係る再試験	六百五十円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能を公安委員会が提供する試験を使用してする場合にあつては、三千百円）

を

普通自動車免許に係る再試験	千三百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能を公安委員会が提供する試験を使用してする場合にあつては、千二百五十円）
準中型自動車免許に係る再試験	千三百円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能を公安委員会が提供する試験を使用してする場合にあつては、三千百円）
普通自動車免許に係る再試験	千三百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能を公安委員会が提供する試験を使用してする場合にあつては、千二百五十円）
準中型自動車免許に係る再試験	千三百円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能を公安委員会が提供する試験を使用してする場合にあつては、三千百円）

に改め、同表技能検定員審査手数料の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「三千五百五十円」を「三千二百円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「三千三百円」を「二千九百五十円」に改め、同表講習手数料の項中

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習一時間について二千六百五十円

を

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習一時間について二千百円
	講習一時間について二千円
準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習一時間について千七百五十円
	講習一時間について千六百五十円

に、

普通自動車免許に係る講習	講習一時間について五百円
	講習一時間について千五百五十円
準中型自動車免許に係る講習	講習一時間について千五百五十円
普通自動車免許に係る講習	講習一時間について六百円
	講習一時間について五百円

を

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	千九百五十円（当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、千八百円）
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	七百円

に、

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	千九百五十円（当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、千八百円）
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	七百円